

平成21年度植物防疫所業務監査の基本方針

植物防疫所業務監査実施要領（平成20年11月21日付け消安8616号消費・安全局長通知）第3第3項の規定に基づき、平成21年度に実施する植物防疫所業務監査（定期監査）の基本方針を次のとおり定める。

1 監査の主題及び対象とする業務

主題①

法令等に基づく適正な輸入検査の実施

対象とする業務

輸入貨物に係る検疫

主題②

輸入検査場所への移動手段の適切性（公正性・中立性の確保、移動手段の効率性、事業用車の運行の安全管理を含む）

対象とする業務

輸入検査場所への移動及び事業用車の運行の安全管理

2 監査の実施において特に注意すべき事項

- （１）監査対象業務を実施する全ての本所、支所及び出張所を対象に監査を実施すること。
- （２）植物防疫所長は、監査主任者を中心とする所内の監査実施体制を整備するとともに、各所の連絡調整に努めること。
- （３）植物防疫所長は、速やかに監査実施計画書を作成し、監査対象機関に通知するなどにより、監査の円滑な実施に努めること。
- （４）植物防疫所業務監査実施要領第10第3項に規定する監査結果の報告は、平成21年12月25日までに行うこと。
- （５）植物防疫課長は、植物防疫所における業務監査が円滑に実施できるように、随時実施状況を把握するとともに、必要な連絡調整を行うこと。
- （６）植物防疫課長及び植物防疫所は、基本方針、監査実施計画書、監査結果等を速やかに公表すること。